

# 社会保険しまね

## No.785

「松江市・イングリッシュガーデンのパラ」  
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成25年2月末)		
	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,534 事業所	11,309 事業所
船舶所有者数	95 事業所	—
被保険者数	男性	96,305 人
	女性	69,057 人
	坑内員	5 人
	船員	1,000 人
被扶養者数	—	107,756 人
厚生年金の受給権者数(25年1月末)		244,183 人
年金額(25年1月末・年金額には停止額を含む)		1,726億37百万円
健康保険の給付件数		247,996 件
健康保険の給付額		29億35百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

◎「財団法人島根県社会保険協会」は「一般財団法人島根県社会保険協会」に名称を変更いたしました。

## 日本年金機構からのお知らせ



### 社会保険事務説明会のご案内

下記の日程により社会保険事務説明会を開催しますので、ご出席ください。  
説明会では、「算定基礎届」記入上の注意事項のほか、健康保険制度についてもお話しする予定です。  
なお、ご出席の際は、事前にお送りする「**算定基礎届の記載例**」をご持参ください。

【松江年金事務所】（お問い合わせ先 TEL.0852-23-9540）			
日 時	会 場		対 象 地 区
6月11日(火)	10:00~12:00	島根県立産業交流会館「くにびきメッセ」 (国際会議場)	松江市（事業所整理記号の頭文字が「ア」~「シ」の事業所）
	14:00~16:00		松江市（事業所整理記号の頭文字が「タ」~「ワ」及びアルファベットの事業所）
6月12日(水)	14:00~16:00	安来中央交流センター(講義室)	安来市
6月13日(木)	10:00~12:00	奥出雲町立農村環境改善センター 「カルチャープラザ仁多」(農事研修室)	奥出雲町
	14:00~16:00	雲南市木次経済文化会館「チェリヴァホール」 (大会議室)	雲南市
6月20日(木)	14:00~16:00	西ノ島町黒木公民館(2階会議室)	海士町・西ノ島町・知夫村
6月21日(金)	10:00~12:00	隠岐島文化会館(集会室)	隠岐の島町

【出雲年金事務所】（お問い合わせ先 TEL.0853-24-0045）			
日 時	会 場		対 象 地 区
6月13日(木)	14:00~16:00	雲南市木次経済文化会館「チェリヴァホール」 (大会議室)	飯南町
6月18日(火)	10:00~12:00	ニューウェルシティ出雲(牡丹の間)	出雲市（事業所整理記号の頭文字が「ア」~「シ」の事業所）
	14:00~16:00		出雲市（事業所整理記号の頭文字が「ス」~「ワ」及びアルファベットの事業所）
6月19日(水)	14:00~16:00	サンレディー大田(ふれあいホール)	大田市

【浜田年金事務所】（お問い合わせ先 TEL.0855-22-0670）			
日 時	会 場		対 象 地 区
6月12日(水)	10:00~12:00	サンマリン浜田	浜田市
6月13日(木)	10:00~12:00	江津市総合市民センター(2階会議室)	江津市
	14:30~16:30	悠邑ふるさと会館(マルチホール)	邑南町・美郷町・川本町
6月14日(金)	10:00~12:00	島根県芸術文化センター「グラントワ」(小ホール)	益田市
	14:30~16:30	日原山村開発センター(大集会場)	津和野町・吉賀町

※対象地区以外の説明会に出席されてもかまいません(事前の連絡は不要です)。 ※各会場とも開始時間の30分前に開場します。  
※各会場とも駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

### 健康保険・厚生年金保険「被保険者報酬月額変更届」の提出についてのお願い

被保険者の報酬が、昇給・降給など**固定的賃金の変動**に伴って大幅に変わったときは、「算定基礎届」による定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の3つの条件すべてに該当するときに行われます。該当者がいるときは、「**被保険者報酬月額変更届**」を提出してください。固定的賃金に変動があった月(支払月)から起算して4か月目より標準報酬月額が改定され、保険料や保険給付の額が変更されます。

#### 条件 1

昇給・降給などで**固定的賃金**※に変動があった。

#### 条件 2

変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの**非固定的賃金**※を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に、**2等級以上の差**が生じた。

#### 条件 3

3か月とも、**支払基礎日数が17日以上**だった。

#### ■提出時期と届け出内容

固定的賃金に変動があった月(支払月)から3か月を経過したとき、固定的賃金の変動月以後3か月に支払った報酬月額を届け出ます。

※固定的賃金の例:

月給・週給・日給、役付手当・家族手当・住宅手当・通勤手当など

※非固定的賃金の例:

残業手当・能率手当・宿直手当、皆勤手当・精勤手当など

## 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

### 高額療養費について

#### ○医療費が高額になったときは「高額療養費」の申請をしてください

70歳未満の被保険者・被扶養者の方について、1か月(月初日～末日)に医療機関の窓口で支払った自己負担額が、一定額(下表の自己負担限度額)を超えた場合は、その超えた額の払い戻しを受けることができますので、高額療養費の申請をしてください。



**自己負担限度額について** 被保険者の所得区分により、自己負担限度額を算出します。

(表は70歳未満の方の場合です。70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は別に定められています。)

被保険者所得区分	自己負担限度額	多数該当(※2)
上位所得者(標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(総医療費(※1)-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費(※1)-267,000円)×1%	44,400円
低所得者(市区町村民税非課税等)	35,400円	24,600円

※1:総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)のことです。食事代や個室料等の保険診療対象とならないものは含みません。

※2:直近12か月間に、同一世帯で3か月以上高額療養費の対象となる月がある場合の4か月目からの自己負担限度額です。

**世帯合算について** 同一月に被保険者と被扶養者の方で、21,000円以上の自己負担が複数あるときは、その自己負担額を合算し、合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、「世帯合算高額療養費」として、その超えた額の払い戻しを受けることができます。

**申請方法について** 「高額療養費支給申請書」に必要事項をご記入のうえ、協会けんぽまでご提出ください。

**主な添付書類** 低所得者の所得区分に該当する場合は、市区町村民税の非課税証明書等の添付書類が必要です。(申請書の所定欄に、市区町村長の証明を受けている場合は不要です)

### 70歳未満の方の高額療養費の簡易試算ができます

協会けんぽのホームページで、70歳未満の方の高額療養費の簡易試算ができます。操作については、以下のとおりです。

ホームページから ▶▶ 「高額な医療費を支払ったとき」をクリック ▶▶ 「高額療養費簡易計算」をクリック



以下の各項目を順次に!

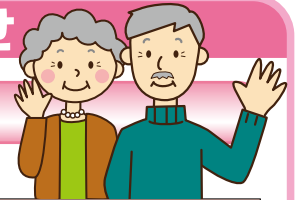
- ① 医療機関で支払った「自己負担額」を入力
- ② 該当する「所得区分」をチェック
- ③ 「試算する」をクリック
- ④ 高額療養費見込額が表示されます



URLよりのアクセス

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3030/sbb30301>

# 日本年金機構から年金相談についてのお知らせ



## 出張相談所の開設

6月～7月

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

地区	会場	相談日		時間
松江	奥出雲町 仁多庁舎	6月7日(金)	7月5日(金)	10:00～15:30
		6月21日(金)	7月19日(金)	
	雲南市 加茂総合センター	6月19日(水)	—	10:00～15:30
	隠岐の島町 隠岐の島町ふれあいセンター	6月12日(水)	7月11日(木)	13:00～16:00
		6月13日(木)	7月12日(金)	9:30～12:00
	海士町 海士町役場	—	7月25日(木)	9:30～12:00
西ノ島町 西ノ島町中央公民館	—	7月24日(水)	13:00～16:00	
出雲 浜田	大田市 大田市役所	6月26日(水)	7月24日(水)	10:00～15:00
	益田市 益田市民学習センター	6月25日(火)	7月23日(火)	10:00～15:00
	津和野町 津和野町民センター	6月28日(金)	—	10:00～15:30
	吉賀町 柿木庁舎	—	7月19日(金)	10:00～15:30

※年金相談についての注意事項は、毎月の納入告知書に同封します「日本年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

### お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## (一財)島根県社会保険協会からのお知らせ

### 平成25年度から一般財団法人として活動します

昭和24年に設立された当協会は、公益財団法人制度改革3法により本年4月1日をもって、名称が「一般財団法人島根県社会保険協会」に変更になりました。

これに伴い従来の「寄付行為」に変わり「定款」が定められると併に、定款に基づく会員並びに会費に関する規程が改定され、継続会員については平成25年度分の会費から、被保険者数算定の基礎となる基準日を前年の10月1日から、1月1日に変更して直近の被保険者数を基礎とすることになりました。

### 平成25年度の事業計画並びに予算決定

平成25年度事業計画等につきましては、去る3月8日松江市で開催されました第120回定例総会で、平成25年度事業計画(案)と予算(案)が承認されました。

25年度は公益目的事業を主体として、ほぼ前年度と同様の事業を行います。

詳細は、当協会ホームページ(アドレスは、下部をご参照ください)に掲載しましたので、ご覧ください。

なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしておりますので、電話等によりご連絡ください。

### 浜田支部主催によるソフトボール大会開催ご案内

本年度は次の日程で開催します。会員事業所の皆様には、別途開催案内(参加申込書を含む)を送ることとしています。(浜田・江津地区は送付済です。)

#### 浜田・江津地区(第3回)

- 平成25年6月16日(日)  
石見海浜公園グラウンド

#### 益田・鹿足地区(第22回)

- 平成25年8月25日(日)  
久々茂コミュニティー広場



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻785号◆ 発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部  
2013.5.20発行 ※次回の発行については平成25年7月を予定しています